

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 9 月 11 日（金）第 140 号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 告

| | | |
|----------------------------|------------|---|
| ○指定管理者の公募公告 | （観光課取扱い） | 1 |
| ○公募によらない指定管理者の候補者選定の公告（2件） | （観光課取扱い） | 2 |
| ○指定管理者の公募公告（4件） | （国際交流課取扱い） | 3 |
| | （健康増進課取扱い） | 5 |
| | （障害福祉課取扱い） | 6 |

公 告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和 2 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県桜島ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）
- 2 公の施設の所在地
鹿児島市桜島横山町1722番地29
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) ビジターセンターの施設，設備等の維持管理に関する業務
 - (2) ビジターセンターが所在する自然公園の自然及び人文に係る資料の展示及び解説に関する業務
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか，ビジターセンターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税，法人事業税，消費税，地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 役員等が，暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

- ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
(1) 申請書類
ア 指定管理者指定申請書
イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
ウ 管理の業務に関する収支予算書
エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）
オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類
カ その他知事が必要と認める書類
(2) 申請書類の提出先
鹿児島県 P R ・ 観光戦略部観光課観光地づくり係（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）
- 8 申請を受け付ける期間
令和 2 年 9 月 11 日（金）から同年 10 月 9 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、郵送により提出する場合は、令和 2 年 10 月 9 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。
- 9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準
(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
(4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 10 その他
(1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
(2) 募集要綱は、鹿児島県 P R ・ 観光戦略部観光課観光地づくり係（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）において、令和 2 年 9 月 11 日（金）から同年 10 月 9 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、配布する。

.....
公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和 2 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

鹿児島県高千穂河原ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）

- 2 公の施設の所在地
霧島市霧島田口2583番地12
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) ビジターセンターの施設，設備等の維持管理に関する業務
 - (2) ビジターセンターが所在する自然公園の自然及び人文に係る資料の展示及び解説に関する業務
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか，ビジターセンターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第 7 条第 1 項第 4 号

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第 7 条第 1 項の規定により，次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和 2 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県奄美パーク（以下「奄美パーク」という。）
- 2 公の施設の所在地
奄美市笠利町節田1834番地
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 奄美パークの施設（これに附属する設備及び備品を含む。(4)において同じ。）の維持管理に関する業務
 - (2) 奄美群島の自然，文化又は歴史に関する資料，田中一村の絵画等（(3)において「資料等」という。）の保管及び展示に関する業務
 - (3) 奄美パークの資料等の調査に関する業務
 - (4) 奄美パークの施設の利用の許可に関する業務
 - (5) 奄美パークの利用に係る料金に関する業務
 - (6) 奄美パークの利用の促進に関する業務
 - (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか，奄美パークの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第 7 条第 1 項第 4 号

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により，次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和 2 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター（以下「研修センター」という。）
- 2 公の施設の所在地
鹿屋市上高隈町3811番地 1
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 研修センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。(3)及び(4)において「施設等」という。）の維持管理に関する業務
 - (2) 研修センターを利用した研修に関する業務

- (3) 施設等の利用の許可に関する業務
 - (4) 施設等の利用に係る料金に関する業務
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、研修センターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
- (1) 法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税，法人事業税，消費税，地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
- ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
- エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
研修センターのサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
- (1) 申請書類
ア 指定管理者指定申請書
イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
ウ 管理の業務に関する収支予算書
エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）
オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類
カ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 申請書類の提出先
鹿児島県 P R ・ 観光戦略部国際交流課国際交流係（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）
- 8 申請を受け付ける期間
令和 2 年 9 月 11 日（金）から同年 10 月 9 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、郵送により提出する場合は、令和 2 年 10 月 9 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。
- 9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準
- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県PR・観光戦略部国際交流課国際交流係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、令和2年9月11日（金）から同年10月9日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和2年9月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
県民健康プラザ健康増進センター（以下「増進センター」という。）
- 2 公の施設の所在地
鹿屋市札元一丁目8番7号
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 増進センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。(2)において同じ。）の維持管理に関する業務
 - (2) 増進センターの施設を利用した健康づくりに関する業務
 - (3) 増進センターの利用の許可及び承諾に関する業務
 - (4) 増進センターの利用に係る料金に関する業務
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、増進センターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- (7) 健康づくりに関する事業等の実績がある団体等であること。
(8) 健康増進センター施設運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効果的な管理運営が図れる者
- 6 複数の団体等による申請
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
- (1) 申請書類
- ア 指定管理者指定申請書
イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
ウ 管理の業務に関する収支予算書
エ 法人にあつては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、定款その他の基本約款）
オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類
カ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の提出先
鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課健康増進栄養係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
- 8 申請を受け付ける期間
令和 2 年 9 月 11 日（金）から同年 10 月 12 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、郵送により提出する場合は、令和 2 年 10 月 12 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。
- 9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準
- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
(4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 10 その他
- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
(2) 募集要綱は、鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課健康増進栄養係（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）において、令和 2 年 9 月 11 日（金）から同年 10 月 12 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、配布する。

.....
指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和 2 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県視聴覚障害者情報センター（以下「情報センター」という。）
- 2 公の施設の所在地
鹿児島市小野一丁目 1 番 1 号 ハートピアかごしま内
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) 情報センターの施設（これに附属する設備及び備品等を含む。）の維持管理に関する業務
 - (2) 情報センターにおいて行う身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条に規定する便宜の供与に関する業務
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、情報センターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
- (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
- ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
- エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- (7) 視聴覚障害者の福祉に関する事業等の実績がある団体等であること。
 - (8) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第38条から第40条までに規定する職員の配置基準を満たすとともに、手話通訳及び要約筆記を行う者を養成することができる者並びに歩行訓練の指導を行うことができる者を配置できること。
- 6 複数の団体等による申請
情報センターのサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
- (1) 申請書類
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
 - ウ 管理の業務に関する収支予算書
 - エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）
 - オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類
 - カ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 申請書類の提出先
鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室地域生活支援係（鹿児島市鴨池新町

10番 1 号 郵便番号 890-8577)

8 申請を受け付ける期間

令和 2 年 9 月 11 日（金）から同年 10 月 12 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和 2 年 10 月 12 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。

9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室地域生活支援係（鹿児島市鳴池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）において、令和 2 年 9 月 11 日（金）から同年 10 月 12 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、配布する。

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和 2 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

鹿児島県障害者自立交流センター（以下「交流センター」という。）

2 公の施設の所在地

鹿児島市小野一丁目 1 番 1 号 ハートピアかごしま内

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) 交流センターの施設（これに附属する設備及び備品等を含む。(2)及び(3)において同じ。）の維持管理に関する業務
- (2) 交流センターの施設の利用の許可に関する業務
- (3) 交流センターの施設の利用に係る料金に関する業務
- (4) ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例（平成 12 年鹿児島県条例第 39 号）第 3 条第 4 項に規定する便宜の供与に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、交流センターの管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第

- 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
- ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
- エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- (7) 障害者の福祉に関する事業等の実績がある団体等であること。
- 6 複数の団体等による申請
交流センターのサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
- (1) 申請書類
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- ウ 管理の業務に関する収支予算書
- エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）
- オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類
- カ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の提出先
鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室地域生活支援係（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）
- 8 申請を受け付ける期間
令和 2 年 9 月 11 日（金）から同年 10 月 12 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、郵送により提出する場合は、令和 2 年 10 月 12 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。
- 9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準
- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 10 その他
- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室地域生活支援係（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）において、令和 2 年 9 月 11 日（金）から同年 10 月 12 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、配布する。